

○ メンバーの皆様の御意見と御意見を踏まえた修正等について

NO	いただいた御意見	該当箇所 (反映前資料のページ)	御意見を踏まえた修正等の内容	修正箇所と修正の概要 (反映後資料のページ)
1	対象施設の新規制基準への対応を図表も交え、実用炉との比較ができるよう参考資料に追記しては。	5ページ	御意見のとおり、各施設の新規制基準適合性審査の状況、安全対策等の対応状況は、市民の皆様に関心も高いものと認識しております。これらについては、審査の状況により状況が変化するため、今後予定している地元住民への説明会に事業者に参加を依頼し、住民に丁寧に説明していただくことといたしました。また、説明会後の継続した普及・啓発についても、事業者に依頼してまいります。	-
2	警戒・緊急事態の判断は、国や県が行うとしているので、EAL(1～3)の設定例は、参考資料でよいのでは。	7～10ページ	御意見を踏まえ、文言を修正いたします。	7～10ページ 文言を修正
3	警戒・緊急事態を判断するEAL(1～3)の設定例が記載されているが、事故は想定外のものであり、設定例に囚われないように留意する旨追記しては。	7ページ	御意見を踏まえ、「設定例にとらわれないこと」を記載いたします。また、あわせて、新たに「事態が急速に進展した場合の対応」の項を追加いたします。	7ページ 文言を修正 39ページ 4の項を追加
4	ヨウ素剤に関して 27ページ以降に正確に記載されていますが、「(2)安定ヨウ素剤の配布、服用（13ページ）等」を讀むと、水戸市は、「警戒事態の段階で安定ヨウ素剤の配布に係る準備を開始し、施設敷地緊急事態以降、いつでも住民への配布が可能となるよう体制を整備しておく。その後、国が安定ヨウ素剤の配布を判断した場合は、速やかに配布を開始する。」とあります。この内容からは、水戸市がヨウ素剤を備蓄しているように見えます。水戸市は事前配布の対象ではありませんので、県からもらうのでしょうか。それとも備蓄しているのでしょうか。ここはより明確に記載する方がいいと思います。	13ページ、29ページ	安定ヨウ素剤については、全人口に昼間人口を加えた人数が2回服用できるだけの数を市が備蓄しており、市の保健所等で管理しているところです。（購入は県がしており、市が管理業務を受託した上で住民へ配布することとしています。） 御意見を踏まえ、「水戸市が備蓄している」ことが分かるよう、文言を修正いたします。	13ページ、29ページ 文言を修正
5	モニタリングポスト選定の県のガイドラインを参考資料に追記しては。 ※ 県が公表を可としたらEALと同様の取り扱いとする。	15ページ	県に問い合わせをしたところ、県のガイドラインの内容については、現時点では非公表としたいとのことでございましたが、今後、公表する予定はあるとのことですので、継続して調整してまいります。	-
6	「(大気中の放射線量を・・)」を「(大気中の放射線量率を・・)」に修正 ※ 「空間放射線量率の計測」との表記(P19他)との整合を図る。	15ページ	御意見を踏まえ、文言を修正いたします。	15ページ 文言を修正
7	4 開設する避難所と開設のタイミング (1)開設する避難所 対象施設で原子力事故が発生した際に、開設する避難所は、原子力災害対策重点区域の外側に位置する「常澄中学校」、「稲荷第一小学校」、「稲荷第二小学校」、「酒門小学校」、「酒門市民センター」の5箇所を基本とする。 → 開設する避難場所は、避難する住民の数や避難方法等を考慮して、決めていると思います。想定される受け入れ人数と避難対象住民数、避難経路などを考慮してこの5カ所を決めたことを、例えば「人口や避難経路等を考慮し、・・・5箇所を基本とする、くらはいを入れておいた方がいいのではないのでしょうか。特に4ページや第4章、30ページでは、考慮していることを述べています。	16ページ	御意見を踏まえ、新たに「避難所選定の考え方」の欄を追加いたします。	16ページ 4-(1)に欄を追加
8	国、県、市、事業者、住民の緊急時の役割分担、常時及び緊急時の情報の流れ等がわかる資料があるとよい。	17ページ	御意見を踏まえ、新たに、「災害対応、防護措置の実施等に関する情報伝達の流れ」の項を図とともに追加いたします。	17ページ (1)-②の項を追加
9	事業者(原子力機構)と水戸市等との安全確保の協定書があればその協定内容に基づいて、特に緊急時の事業者から地元市への情報提供、情報共有が必要と思われる。	17ページ	御意見を踏まえ、新たに、協定に基づく事故時の「事故の発生等に関する情報伝達の流れ」の項を図とともに追加いたします。	17ページ (1)-①の項を追加
10	外国人(約3,300人)に対する情報伝達について追記しては。 ※ 水戸市国際交流協会を活用しては。	17ページ	御意見を踏まえ、「一時滞在者や外国人に対する情報発信」の項を追加いたします。	18ページ 6-(5)の項を追加

11	市民が安心して、安全に生活できることが一番に大切であります。今度の試験研究用等原子炉施設の事故等に備えた避難計画(素案)が、その指針となるものと思います。原子炉の災害時には、市民が早く知りたいのは、事故の情報です。どのように行動したら良いか判断ができないからです。放射能は臭いも色もありません。市民に的確な情報を提供し、適切な避難が大切です。これら心配することが、すべて網羅されていますので、私は、素案に賛同いたします。	17ページ	御意見のとおり、災害時の情報伝達は特に重要であると認識しております。今後とも、あらゆる媒体を活用しながら、迅速かつ分かりやすい情報提供に努めてまいります。また、技術革新にともなう新たな情報伝達ツールの導入にも積極的に取り組み、誰もが情報を容易に得ることができる環境の構築を目指してまいります。	—
12	「『下表の国が定める基準』を「『下図の国が定める基準』」に修正	19ページ	御意見を踏まえ、文言を修正いたします。	20ページ 文言を修正
13	「『市等から』とあるが市以外から指示される場合があれば例示しては。 ※ 指示系統が複数あると混乱の原因となりかねない。 ※ P29、(6)、①、ア「『国の判断等に基づき、市が指示する。』とある。	19ページ	御意見を踏まえ、「市が指示する」旨に文言を修正いたします。	20ページ 文言を修正
14	原子力災害拠点病院を参考資料に追記しては。 ※ 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター 県立中央病院 国立大学法人筑波大学附属病院	19ページ	御意見を踏まえ、図に「県内の原子力災害拠点病院」を参考として記載いたします。	20ページ 図を修正
15	・マスク・手袋・カップについて これらの事前配布は行わないのでしょうか？	20ページ	住民の皆様が事前に準備することが可能である物資については、自助の一つとして御自身で備蓄、準備していただくことの御協力をお願いしているところであり、防災訓練やハザードマップ等を通じて啓発を行っているところです。試験研究炉の原子力災害に向けた準備に関しても、今後、チラシ等を用いて区域内にお住まいの皆様へ啓発してまいります。	—
16	まずはたいへんな作業をされていることに敬意を表します。 ヨウ素剤に関して、各避難所で配布とありますが、当該地区が市の境界域の地域であることから、ヨウ素剤の準備については事前配布しかないと思います。ただし、安全確保の観点から、確実に説明を受けたことと引き換えて配布する(説明を受けない限り渡さない)ことや、わかりやすい説明書と一緒に保管することの徹底をしていただきたいと思います。定期的な交換にも留意が必要かと思えます。また、対象域に小児がいる場合は、シロップ剤の扱いも必要になるかと思えます。こちらは子供の成長で年度ごとに状況が変わるため、もし当該地区に薬剤師や医師・看護師の方が住んでおられれば、小児用はその方に託すという方策もあるように思えます。なお、対象域が小さいため、近隣地区との調整について(「あの地区だけ配って隣には配らないのか」みたいなことにならないよう)丁寧な説明が重要になるかと思えます。	27ページ	はじめに、国の指針における安定ヨウ素剤の配布手法についてご説明させていただきます。「安定ヨウ素剤の事前配布」については、基本的には、PAZと呼ばれる区域を対象とした防護措置として位置付けられております(PAZの説明につきましては、計画2ページを参照ください)。PAZは、この度の試験研究炉においては設定がなく、東海第二発電所のような発電用の原子力施設を対象に施設から半径5km内を指しており、国の指針では、「PAZ内の住民に対しては事前配布とすること」とし、「事前配布に関する費用等も全額国から支出されている」ところです。 一方、災害対策を行う警戒区域については、PAZという区域のほかに、UPZと呼ばれる区域がございます。こちらにつきましては、「試験研究炉を対象とした場合は、警戒区域の全域」、「発電用の原子炉施設を対象とした場合は、PAZの外側半径30km内」を指しております。そして、このUPZの住民に対しましては、国の指針では、「事前配布は行わず、災害の状況に応じた国の判断に基づき、配布等を行うこと」としており、「市の判断により事前配布を行うこととした場合においても、国からの財政支援はされない」状況でございます。 本市は、「試験研究炉を対象とした場合は、市域の一部」、「東海第二発電所を対象とした場合は、市域の全域」がUPZという位置づけでございますので、本市が事前配布を行う場合、国の財政支援はなく全額が市の負担となることとなります。薬の更新等も必要となるため、その財政負担額は大きく、他の原子力発電所の状況を見ても、UPZのみに該当している自治体で事前配布している自治体は、殆どないのが現状となっております(一部、UPZであっても地理的な問題で緊急時の配布が困難な地域は、国が事前配布の対象として認めている自治体もあります)。	—
17	○安定ヨウ素剤について 東海原発近くの住民に対しては、すでに安定ヨウ素剤を配布しているが、水戸では事前配布しないのでしょうか？		しかしながら、御意見のとおり、安定ヨウ素剤の配布、服用を円滑に行うためには、「事前配布」は、非常に有効な手法であると認識しております。そのため、昨年2月に原子力防災大臣が「UPZも事前配布を行うよう、各県に要請した」と報道があった際には、本市も事前配布の対象となるのか、市長も交えて、ただちに県に確認をしたところであります。その結果、「対象とはならない」との返答でございましたが、見直しが行われる可能性もあるため、引き続き国の動向を注視してまいります。 また、「事前配布の財政支援対象とならない地域においても、市の財源で事前配布を実施することは可能」でありますので、今後、市で慎重に検討を進め、課題等を整理した上で、改めて、水戸市原子力防災対策会議にお諮りしてまいりたいと考えております。	
18	「第5章 複合災害への対応等」に、感染症対策の項目を追加して、避難所における感染症対策、および、感染者が存在した場合の避難所の運営方法などについて、具体的な記述を追加することが必要と思えます。	37ページ	御意見を踏まえ、新たに、「感染症の流行下に原子力災害が発生した場合」の項を追加いたします。	38ページ 3の項を追加
19	避難所及び移送中の感染症対策を追記しては。			

20	今回対象の原子力機構の試験炉、および今後、東海第二発電所を対象にした時に、両施設の事故等に関してUPZに指定された地域は、同じ避難計画となると考えてよいか？	37ページ	試験研究炉と東海第二発電所の避難計画については、それぞれ別の計画を策定いたします。なお、同時に災害が起きた場合は、P38に記載のとおり、東海第二発電所の避難計画に基づく対応を優先することといたします。	—
21	原子力災害対策重点区域の外であっても、区域付近の住民は災害時において不安であると考え。不安を軽減するための取組を行うとともに、区域付近の住民が避難を希望した際には、十分な説明や受け入れ等の対応を行っていただきたい。	37ページ	御意見を踏まえ、「原子力災害対策重点区域外の災害対策(区域外の住民への対応等)」の項を追加いたします。	39ページ 5の項を追加
22	37ページ 3 ひたちなか市、大洗町の住民避難への協力・支援 これは重要であり、とても立派な記述です。“東海地区及び大洗地区においては……” と言って、「ひたちなか市」、「大洗町」だけでは残念です。他に加えられませんか？	37ページ	東海地区及び大洗地区の試験研究炉で災害が起きた際、「東海村の全住民」、「ひたちなか市の一部の住民」については、市村の区域を超えた避難をせざるを得ない状況となっています。そのため、県内の自治体で協議を行い、東海村の住民は、那珂市、日立市、常陸太田市が、ひたちなか市の一部の住民は水戸市が受け入れることとしたところでございます。また、大洗町の住民も津波との複合災害が起きた場合には、町外に避難しなければならないため、2次避難先として水戸市が中心となって受け入れることといたしました。 このことを踏まえ、「ひたちなか市」と「大洗町」に特化した記載としてまいりましたが、御意見のとおり、他の自治体の住民への配慮等に欠ける記載であったと反省しております。 御意見を踏まえ、上記の取り決めがあることを分かりやすく記載するとともに、「全ての近隣自治体に対して積極的に支援を行うこと」について、新たに記載いたします。	39ページ 6の項の文言を修正
23	水戸市が策定する避難計画なので、やむを得ないが、水戸市周辺の隣接町村との避難計画の連携の必要性	—	試験研究炉の避難計画に関しましては、県主催の勉強会に近隣自治体と合同で参加しており、御意見を踏まえ、今後近隣自治体との連携についても協議してまいります。 なお、本市においては、ひたちなか市の一次避難先、大洗町の2次避難先となる予定でございますので、特にこの2自治体について、密に連携を図ってまいります。	—
24	特に意見等ございません。 事故等起こらないようにお願いします。	—	御意見のとおり、原子力に関する災害は二度とあってはならないものと認識しております。近隣自治体と連携を図りながら、今後とも、原子力防災対策に取り組むほか、事業者に対しても、万全の安全対策を講じるよう、引き続き要請してまいります。	—